

港区里親支援センター設置運営
事業候補者

公募要項

令和7年4月

港区

1 目的

平成28年の児童福祉法（以下「法」といいます。）の改正により、家庭養育優先の原則が明確化され、児童相談所設置市等が行うべき里親に関する業務が具体的に位置付けられました。里親委託の目標値、里親支援を行う機関の整備など具体的な計画が策定され、里親委託等の推進が進められています。その一方で、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数は年々増加するなど、子育てに困難を抱える世帯が顕在化しています。

こうした背景を踏まえ、国は、令和4年の法改正で、里親支援の充実強化を図るため、里親支援センターを児童福祉施設の新たな施設類型に位置付け、児童相談所設置市等に整備に向けた努力義務を設定しました。

これまで区は、里親のリクルートからアセスメント、マッチング、子どもを委託中の支援、委託解除後のフォローまで継続的・包括的に支援する里親養育包括支援業務（以下「フォスタリング業務」といいます。）を業務委託により行ってきましたが、今後は、里親支援センターが児童相談所と有機的に連携しながら、委託児童等の心身ともに健やかな育成のため、より一層の里親支援を充実させていくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、児童相談所内に里親支援センターを設置し、安定した経営基盤のもと、利用者へ継続的に良好な里親支援を提供できる事業候補者を公募型プロポーザル方式により選考します。

2 建物全体及び設置場所の概要

（1）建物全体（港区子ども家庭総合支援センター）の概要

住所	東京都港区南青山五丁目7番11号
延床面積	5,279.77㎡
種目	事務所建

（2）設置場所（以下「本件対象施設」といいます。）の概要

場所	港区子ども家庭総合支援センター 2階、3階の一部
面積	47.3㎡
詳細	別紙1「図面」のとおり

3 運営内容

（1）事業内容

里親支援センターの運営事業者は、別紙2「港区里親支援センター設置運営事業業務内容」に基づき、里親、里子、里親希望者に係る包括的な支援を実施します。これに加え、里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱（平成31年4月17日子発0417第3号【一部改正】令和6年4月24日こ支家第275号）に基づく養子縁組包括支援事業（別紙2「港区里親

支援センター設置運営事業業務内容」P.4 参照）を委託する予定です。

(2) 事業開始時期

令和7年10月1日から事業を開始することとします。

4 事業運営に当たっての各申請手続

本件プロポーザルにより選考した事業候補者は、里親支援センターの設置・運営に向け、以下の申請手続を行うこととします。

(1) 本件対象施設の使用許可申請

ア 区に対して、港区公有財産管理規則第28条に基づき、本件対象施設に係る行政財産の使用許可申請を行います。

イ 区は、申請内容を審査し、使用を許可すると決定したときは、港区行政財産使用許可書（以下、「使用許可書」という。）を事業候補者に交付します。

(2) 里親支援センターの設置認可申請

ア (1)により本件対象施設の使用許可書の交付を受けた事業候補者は、区に、里親支援センターの設置認可申請を行います。

イ 区は申請内容を審査し、里親支援センターの設置認可の是非について決定します。

ウ 区から設置認可を受けた事業候補者は、本件対象施設に里親支援センターを設置します。

5 本件対象施設の使用方法

(1) 使用期間

区から使用許可書の交付を受けた事業候補者は、使用許可書に基づき、本件対象施設を使用します。使用許可の期間については、3年としますが、使用許可期間満了後も事業の継続が見込まれる場合は使用許可期間の更新が可能です。改めて区に行政財産の使用許可の申請を行い、区から許可を受けた上で使用してください。

(2) 使用料及び光熱水費等

使用料及び光熱水費等については、それぞれ免除基準に該当します。支払い免除に必要な手続を行ってください。

(3) 使用場所

子ども家庭総合支援センターの2階の会議室1を里親支援センターの事務室、3階の相談室1を相談室として使用してください。

(4) 使用上の制限

事業者は、本件対象施設の形質の変改はできません。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではありません。また、第三者に使用させることはできません。

(5) 使用許可の取消又は変更

ア 本件対象施設を、公用又は公共用に供するために必要とするとき。

イ 港区暴力団排除条例第12条（平成26年港区条例第1号）の規定に基づき、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

上記2点のほか、許可条件に違反したときは、使用許可の全部または一部を取消、又は変更することがあります。この場合、事業者は、当該取消又は変更によって生じた一切の損失について、補償を請求することはできません。

(6) 原状回復

事業者は、使用期間が満了したとき、又は(5)により使用許可を取消されたときは、直ちに本件対象施設を原状に回復して返還してください。

なお、使用期間を更新するため、あらたに使用許可の申請をし、許可されている場合はこの限りではありません。

(7) 損害賠償

事業者は、その責めに帰する理由により本件対象施設の全部若しくは一部を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければなりません。そのほか、事業者は、使用許可書に定める義務を履行しないため港区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

6 事業運営に関する要件

(1) 開所日及び開所時間

ア 本件対象施設の開所日及び開所時間は、原則、建物の開所日及び開所時間の範囲内とします。

イ 建物の法定点検等で全館閉所する際は、本件対象施設も開所できません。なお、全館閉館に伴い事業を休止する場合の補償等はありません。

(2) 備品、荷物等の設置、保管場所

事業者が使用する備品、荷物等は事業者が整備し、原則、本件対象施設内にて保管するものとします。

(3) 看板の設置

施設管理者と協議し、詳細を確認の上、建物の入口と事務室に看板を設置してください。

(4) 施設の維持管理

本件対象施設の清掃等維持管理は、事業者が行うこととします。大きな廃棄物等ある場合は、施設管理者に事前に申し出てください。

消防法に基づく消防点検については、施設管理者の指示に従って、事業者の責任において必ず実施してください。

(5) 本件対象施設での安全管理について

本件対象施設における安全管理は、事業者が行うこととします。万一事故等が発生した際の責務については、全て事業者の責任において処理しなければなりません。

(6) 複合施設としての連携

本件対象施設は、児童相談所、子ども家庭支援センター、及び母子生活支援施設との複合施設であることから、事業実施において併設施設との連携を図るとともに、防災・消防や環境配慮など、建物全体としての取組を踏まえ実施してください。ただし、区は、取組に係る費用や、運営に係る補償等の費用の負担は行いません。(例：本件対象施設の消防点検、館内消防訓練への参加など)

(7) 本件対象施設以外の執務環境の確保

本件対象施設が使用できない場合(土日、祝日、夜間を含む。)の事業実施(例：夜間休日の連絡体制の確保、里親サロン、研修の実施など)に際しては、事業者の責任において別途場所を確保してください。

(8) その他利便性の向上

上記のほか、来館者、利用者の利便性の向上に努めてください。

(9) 事業実施に係るリスク・責任等の負担

区が整備する建物・設備等に起因するリスクを除く、事業者が実施する事業に関するリスクは事業者が負うものとします。

7 関係法令遵守等

- ・ 地方自治法
- ・ 労働基準法
- ・ 最低賃金法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 消防法
- ・ 社会福祉法
- ・ 児童福祉法
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 港区情報公開条例
- ・ 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ その他関連法令、条例等

8 応募条件

(1) 参加資格

本件プロポーザルに参加する者(以下「応募者」といいます。)の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者としてします。

ア 社会福祉法人等であること。

- イ 本要項に基づき、本施設を区が定める時期に開設し、かつ継続して安定的に運営することが可能な者であること。
- ウ フォスターリング業務に必要な知識、経験及びフォスターリング機関として、過去7年以内に、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区において、令和7年4月1日時点で3年以上の運営実績を有する者であること。なお、実績は通算できるものとする。
- エ 区の社会的養育施策や里親制度の現状、関連する計画等を熟知しており、区の子育てサービスなど里親支援に関する社会資源等に精通している者であること。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- カ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にないこと。
- キ 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ケ 最近1年間の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税を滞納していないこと。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する営業を行っていないこと。
- サ 法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に属する者でないこと。
- シ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体もしくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- ス 事業候補者として決定後、速やかに区の関係者と事業運営のために必要な協議が可能であること。

（2）応募者の参加資格要件確認の基準日

- ア 参加資格要件の確認は、提案書類提出日を基準とします。
- イ 提案書類提出日から、本件プロポーザルの実施期間中又は本件プロポーザルによる選考後、本件対象施設の使用を許可されるまでの間において、いずれかの要件を欠くこととなった者に対して、本件プロポーザルの参加を取消し、又は本件対象施設の使用を許可しない場合があります。

9 選考スケジュール（予定）

事項	日程
公募要項公表開始	令和7年4月1日（火）から 令和7年4月30日（水）まで
質問受付締切	令和7年4月18日（金）午後5時まで
質問回答公表	令和7年4月23日（水）
応募・提案書類提出受付	令和7年4月24日（木）午前9時から 令和7年4月30日（水）午後5時まで
一次審査	令和7年5月22日（木）
二次審査	令和7年6月5日（木）
（結果通知）	令和7年6月12日（木）

10 配布書類等

（1）公表場所

区ホームページから閲覧及びダウンロードしてください。

（2）公表日

令和7年4月1日（火）から

（3）配布書類

プロポーザル実施関係

① 公募要項

② 【別紙1】図面（※）

③ 【別紙2】港区里親支援センター設置運営事業業務内容

④ 【別紙3】港区里親支援センター設置運営事業候補者選考基準

※図面は、区ホームページで公表せず、下表のとおり配布します。

配布期間	令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水） 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで （土・日・祝日を除く）
配布場所	〒107-0062 東京都港区南青山五丁目7番11号 港区児童相談所児童相談課 児童福祉係里親担当 （港区子ども家庭総合支援センター2階）

提出資料関係

① 【様式1】質問書

（※ 質問がある場合のみ）

② 【様式2、2-2】応募申込書

- ③ 【様式3】宣誓書
- ④ 【様式4】事業者概要及び業務実績
(※ パンフレット等がある場合は任意提出)
- ⑤ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑥ 【様式6】基本方針、業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑦ 【様式7】企画提案書①
- ⑧ 【様式8】企画提案書②
- ⑨ 【様式9】企画提案書③
- ⑩ 【様式10】企画提案書④
- ⑪ 【様式11】企画提案書⑤
- ⑫ 【様式12】プロポーザル参加辞退届

11 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和7年4月18日(金)午後5時

(2) 受付方法

提出する場合は、【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「19 担当・連絡先」までメールで提出してください。提出後、未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和7年4月23日(水)に、全ての質問に対する回答書を区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

12 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和7年4月24日(木)から令和7年4月30日(水)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

※提出に来られる前日までに電話、メールで時間予約してください。

(2) 提出先

〒107-0062 港区南青山五丁目7番11号

港区子ども家庭総合支援センター 2階

港区児童相談所児童相談課 児童福祉係里親担当

電話 03-5962-6500

(3) 提出方法

来庁の上、直接担当へ提出してください。

(4) 提出資料

- ① 【様式 2、2－2】応募申込書
- ② 【様式 3】宣誓書
- ③ 定款（提出時点で最新のもの）
- ④ 登記簿謄本【履歴事項全部証明書等】（発行から 3 か月以内）
- ⑤ 印鑑証明書（発行から 3 か月以内）
- ⑥ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書。いずれも直近実績 3 年分、連結決算を実施している場合は連結決算分も提出すること。）
- ⑦ 納税証明書【法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人住民税、消費税及び地方消費税】（納税金額が記載され、本募集要項公表以降に交付されたもの。直近決算 1 年分）
- ⑧ 事業収支計画（令和 7 年度に係るもの）
- ⑨ 事業計画書（令和 7 年度に係るもの）
- ⑩ 【様式 4】事業者概要及び業務実績
※パンフレット等がある場合は任意提出
- ⑪ 【様式 5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑫ 【様式 6】基本方針、業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑬ 【様式 7】企画提案書①
- ⑭ 【様式 8】企画提案書②
- ⑮ 【様式 9】企画提案書③
- ⑯ 【様式 10】企画提案書④
- ⑰ 【様式 11】企画提案書⑤

（5）提出部数

ア 提出資料①から⑦ 1 部

イ 提出資料⑧から⑰ 正本 1 部、副本 1 1 部

※提出資料⑧から⑰は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本 1 部は表紙に事業者名を記入し、副本 1 1 部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 提出資料データを格納した CD－R 等 正本及び副本データ各 1 枚

なお、データは、PDF 形式としてください。また、PDF ファイルはコピーの制限を設定しないでください。

※CD－R 等表面には事業者名及び正・副を記入してください。

（6）留意事項

ア 提出資料は A 4 サイズ、文字は 1 1 ポイント以上（色指定はありません。）とし、様式ごとに片面印刷とします。ただし、【様式 5】及び【様式 6】については、内容に応じて複数枚作成することを可とします。

イ 【様式 7】から【様式 11】については、A 4 サイズ片面印刷で各 1 枚

まで可とします。提案内容として記載した内容のみ、補足資料の添付を認めます。

ウ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

13 事業候補者の選考と審査

【別紙3】港区里親支援センター設置運営事業候補者選考基準のとおりです。

14 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ア 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - イ 記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ この公募要項に定める手続以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 各様式内において記載を求めている内容が、提出された書類に記載されていない場合は、失格となる場合があります。
- (6) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (7) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (8) 本プロポーザルで用いる言語は日本語、通貨は円とします。また、計量単位は特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51条）に定めるものとします。
- (9) 提出書類の文字サイズは11.0ポイント以上とします。なお、文字等の色指定はありません。
- (10) 提出された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (11) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。ただし、提案内容について、区が実施を求めた場合は、事業候補者は特別な場合を除き提案内容の実施を拒むことはできないものとします。
- (12) 参加表明後にプロポーザル参加を辞退する場合は、【様式12】を提出してください。

15 その他

- (1) 応募者は、本応募により知り得た資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) 応募者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、応募者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために区が配付した資料等は、区の許可なく公表、使用することはできません。
- (4) 応募者数にかかわらず各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たり応募者に生じた損害等について区は一切その責任を負いません。
- (6) メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザルが確保できないと判断した場合、区はプロポーザルを中止することがあります。
- (8) 虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消等のペナルティを課します。
- (9) 応募者から区への審査結果に対する一切の異議申立は受け付けません。

16 選考結果の公表について

本選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、港区情報公開条例の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

17 開示請求

提出された提案書類等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書類の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書類等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出された提案書類等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書類等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

18 事業者としての決定手続

事業候補者に選定された後は、令和7年10月1日の事業開始に向け速やかに、①本件対象施設の使用許可申請、②里親支援センターの設置認可申請、③事業運営に関して必要な協議を行い、業務等について協定書を締結し事業者として決定します。

なお、協議の結果によっては、協定を締結しない場合があります。

19 担当・連絡先

〒107-0062

東京都港区南青山五丁目7番11号

港区児童相談所児童相談課 児童福祉係里親担当

電話 03-5962-6500

メール minatol89@city.minato.tokyo.jp